【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号　D-21-１ 事業名　　町方地区下水道事業
事業費　　1,742,038,345 円 （内訳:本工事費 1,623,307,535 円、測量設計費 95,983,290 円、 用地補償費 22,747,520 円）
事業期間　平成 24 年度～令和元年度
事業目的・事業地区 大槌町では、震災以前より公共下水道事業の一環として未普及解消を目的とした汚水管路整備を継続していたが、津波により中心市街地である町方地区や安渡地区など、公共下水道の供用済み区域の大半が被災した。 本事業は、復興基本方針に基づき、非浸水区域として町方地区において実施される震災復興土地区画整理事業による宅地整備、災害公営住宅及び公共施設等の整備に併せて、生活環境の向上を図るために、下水道施設（汚水管路・雨水管渠等）の整備を行うものである。
事業結果 平成 24 年度～令和元年度　基本設計、詳細設計 平成 26 年度～令和元年度　本工事 平成 28 年度～平成 29 年度　移転補償 【事業概要】 ・汚水施設 汚水管路工　L=879m、マンホールポンプ工　N=１台 組立式マンホール工　N=25 基、公共ますエ　N=１箇所 ・雨水施設 ボックスカルバート工　L=1,971m、組立式マンホール工　N=30 基 樋門工　N=１基、暗渠工　L=45m、側溝工　L=479m、集水桝工　N=４基
事業の実績に関する評価 本事業は、町方地区における震災復興土地区画整理事業及び災害公営住宅の整備に併せ、当該地区における生活環境の向上を目的として、下水道施設（汚水管路・雨水函渠）を整備するものであり、供用開始後、適正に利用されていることから、有益な事業であると評価できる。 各種調査・分析・評価 ①　事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 本事業により整備される下水道施設のうち、町方地区震災復興土地区画整理事業区域内に整備される施設については、当該事業を実施している都市再生機構（ＵＲ）へ委託し、一体的に整備する方針で調整。 一体的な整備を行うことで、本事業及び土地区画整理事業の事業間における工事工程等について一括して管理・調整することが可能となり、使用収益開始時期にあわせ事業を完了することができた。 また、土地区画整理事業区域外については、災害公営住宅整備等他事業と事業工程の調整を行い、入居時期に遅れることなく事業を完了することができた。 供用開始後は、当該地区の下水道施設として適正に利用されていることから、本事業は適切に活用されていると考える。

② コストに関する調査・分析・評価

・工事費の高騰

被災地における工事においては、建設資器材及び労務費の高騰が生じ、またこれらの不足による作業効率の低下等から、間接工事費についても増大が生じ、標準積算基準との乖離が発生。

これに対し、被災地積算基準の適用や間接工事費の割り増し（復興係数の導入）などの対策に加え、消費税増税等による委託費及び工事費に増額が生じた。

単位：千円

	第１回申請	第４回申請	第17回申請
全体事業費	1,036,000	1,859,000	2,059,036

※ 第１回申請において、本事業を新規追加。

※ 第４回申請において、工事費の増額申請。

※ 第17回申請において、工事費の精査による増額申請。

・都市再生機構（ＵＲ）への委託、コンストラクション・マネジメント（ＣＭ）方式の導入

事業実施において町技術職員を補完するため、ＵＲに事業の一部を委託。

また、復興事業を従来型の契約方式で進めるには特にスピード面において限界があるため、ＵＲはＣＭ方式を活用して工事を実施。

官民連携の下、個別発注に要す時間や入札不調等による遅延を回避しつつ、設計・施工の体制を常時維持し事業を推進することが出来た。

町が直接従来型の契約方式により事業を実施する場合に比べて、ＵＲへの委託、ＣＭに係る経費は要すものの、全体整備期間の短縮を図ることが可能となったものである。

被災地における工事であるため、一般的な事業と比べれば事業費を要しているが、工事規模と完成までの期間を考慮すれば妥当であると考えられる。

上記を踏まえ、本事業に要したコストは妥当であると判断する。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

	事業期間		備考
	計画	実績	
調査・測量・設計	H24.8 ～ H29.3	H24.8 ～ R1.9	河川占用許可条件に係る追加工事発生のため
移転補償	H28.10 ～ H29.7	H28.10 ～ H29.7	
本工事	H25.3 ～ H29.12	H26.6 ～ R2.3	河川占用許可条件に係る追加工事発生のため

震災復興土地区画整理事業区域内については、土地区画整理事業及び本事業を一体的に管理・整備したことにより、本事業の遅延等による使用収益開始及び災害公営住宅の入居時期等に遅れが生じることはなかった。

しかし、花輪田地区において雨水排水路の流末が県管理河川小鎚川に流入するため、河川法による河川占用許可条件として、樋門の設置が必要となり工期を延伸した。

なお、本事業により整備した施設については、供用後において適正な汚水処理

及び雨水排水を実現していることから、本事業の事業手法、期間は妥当であると評価できる。
事業担当部局 大槌町上下水道課　電話番号：0193-42-8719

【全景】

■整備前(被災時)の状況(H23.5.31 自衛隊撮影)

被災した町方地区【町の中心地は、役場も含め壊滅的被害を受けた。】

■整備後の状況(H29.12.20 撮影)

町方地区土地区画整理事業の整備工事完了

【完成図】

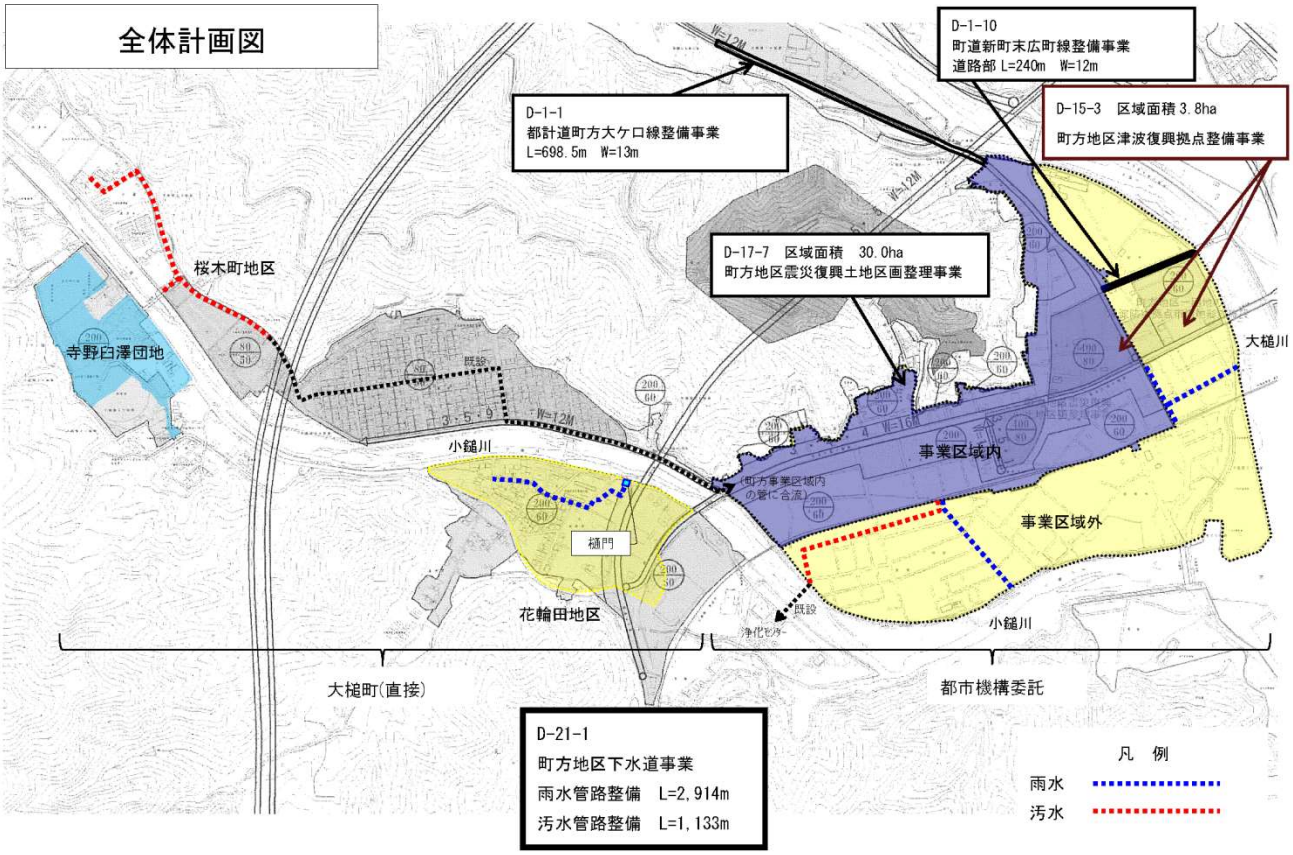

【施工写真:雨水】

【施工写真:汚水】